

健康保険制度・申請書の書き方

Q & A



共通事項

Q₁ 記号・番号がわかりません。どうしたらいいですか？

A₁ マイナポータルの資格情報画面（スマートフォンをお持ちの方は、下記の二次元コードからマイナポータルにログインすることができます。）から確認することができます。マイナポータルをご利用いただけない等、記号・番号が不明の場合は、申請書のマイナンバー記入欄にマイナンバーを記入して申請してください。なお、その際は、下記の書類を添付してください。

【添付書類】

①身元確認を行うための書類（いずれか1点）

被保険者のマイナンバーカード（表面）のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

②番号確認を行うための書類（いずれか1点）

被保険者のマイナンバーカード（裏面）のコピー、被保険者のマイナンバーが記載された住民票か住民票記載事項証明書

<https://myrna.go.jp> ▶
(マイナポータル HP)



Q₂ 被保険者が亡くなりました。 どのように申請書を記入すればいいですか？

A₂ 被保険者が亡くなられた場合、相続人の方が申請することができます。
「被保険者（申請者）情報」欄の氏名・郵便番号・住所・電話番号、「振込先指定口座」欄は、**相続人の方の情報**をご記入ください。

「被保険者（申請者）情報」欄の記号番号・生年月日は、**被保険者の方の情報**をご記入ください。
なお、被保険者と申請者の続柄を確認するため、**戸籍謄本の原本を添付してください。**

※埋葬料（費）については上記と異なるため、P.29、30 をご覧ください。



健康保険の任意継続

Q₁ 任意継続に加入するにあたり申請書の提出先はどこの支部となりますか？

A₁ お住まいの都道府県支部にご提出ください。

Q₂ 健康保険料はいくらになりますか？

A₂ 任意継続に加入した場合の保険料につきましては、**お住まいの都道府県支部にお問い合わせいただくか、協会けんぽホームページをご確認ください。**

Q₃ 国民健康保険に切り替えたいので手続き方法を教えてください。

A₃ 任意継続健康保険をやめることを希望する場合、**任意継続被保険者資格喪失申出書を提出することにより資格を喪失**することができます。
手続き終了後、協会けんぽが送付する資格喪失通知を添えて、お住まいの市区町村役場で、**国民健康保険の加入手続き**を行ってください。

Q₄ もうすぐ任意継続に加入して2年になるため資格喪失しますが、資格喪失通知書はいつ届きますか？

A₄ 資格喪失通知書は**資格喪失日の4営業日前に発送**いたします。

Q₅ 国民健康保険の保険料がいくらになるのか教えてください。

A₅ 国民健康保険の保険料につきましては、**お住まいの市区町村役場**にお問い合わせください。



第三者行為による傷病届



Q₁ 交通事故に遭ったのですが、保険会社に健康保険を使うように言われました。使ってもいいですか？

A₁ 第三者等の行為が原因でケガをした場合でも、仕事や通勤途中の事故でなければ、健康保険で診療を受けることができます。その場合は、**「第三者行為による傷病届」の提出が必要**です。

Q₂ 「第三者行為による傷病届」はいつ提出すればいいですか？

A₂ 第三者等の行為が原因でケガをした場合で健康保険で診療を受けるときは、**可能な限りすみやかに**加入している協会けんぽ都道府県支部に提出してください。

Q₃ 交通事故では加害者ですが、被害者名と加害者名どちらを書けばいいですか？

A₃ 過失割合に関係なく、**協会けんぽに加入している方を被害者欄に記入**してください。

Q₄ 保険会社に記入を手伝ってもらうことは可能ですか？

A₄ 基本的に被保険者が記入することになりますが、**損害保険会社等に依頼することも可能なため、損害保険会社等にご相談**ください。



限度額適用認定証



Q₁ 病院から限度額適用認定証の手続きをするように言われましたが、手続きが必要ですか？

A₁ マイナ保険証をご利用いただくことで、自己負担限度額までの支払いとなるため、被保険者の市区町村民税が非課税である場合を除き、**手続きを行っていただく必要はありません。**
※マイナ保険証を利用できない状況にある方は、「限度額適用認定証」の申請が必要です。
※被保険者の市区町村民税が非課税の方等は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

Q₂ 有効期限が切れそうなので更新をしたいです。どうすればいいですか？

A₂ 新たに「**限度額適用認定申請書**」をご提出いただく必要がございます。

Q₃ 前月（またはそれ以上遡って）から有効な限度額適用認定証を発行してほしいです。どうすればいいですか？

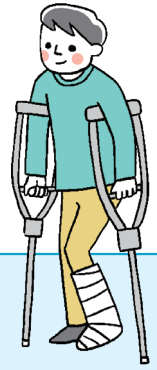
A₃ 限度額適用認定証は、**申請のあった月の初日から発行**することとされています。
なお、前月以前に自己負担額を超えて医療費の支払いをした場合、後日、高額療養費を申請することにより差額が支給されます。

Q₄ 申請してからどれくらいで届きますか？

A₄ **発行までおよそ1週間**要します。（申請書に不備等があった場合を除く）



高額療養費



Q₁ 申請して2ヵ月経過しましたが、まだ支給がありません。いつ頃支払われますか？

A₁ 医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の確認が必要であることから、**支給決定まで診療を受けた月から3ヵ月以上**かかります。

Q₂ 月をまたがって入院した場合の申請書記入方法を教えてください。

A₂ 高額療養費は同一月（1日から末日まで）にかかった医療費をもとに計算するため、**月単位で申請書をご提出いただく必要**があります。

Q₃ 領収書の添付は必要ですか？

A₃ 領収書の**添付は不要**です。（他の公的制度から医療費の助成を受けている場合は領収書のコピーが必要です）